

# 令和8年度 東北町空家除却促進事業費補助金 のお知らせ

◆老朽化し周囲に影響を及ぼすおそれのある空家を除却（解体及び撤去）する所有者等に対して、**除却費の一部を補助**します。

※補助を受けるためには、一定の条件があります。詳しくは本紙をご覧のうえ、お問い合わせください。

## 補助金の額及び募集戸数

- ・ 除却に要する費用の2分の1（限度額50万円）
- ・ 5戸  
（※ただし、予算に残額がある場合は予算の範囲内で受付します。）

## 申請スケジュール

令和8年5月1日から  
令和8年11月30日まで  
※予算が無くなり次第終了となります。

## ◆補助対象要件

### 対象住宅

①～③の要件すべてに該当する住宅として使用されていた町内にある空き家

- ① 町内にある一戸建ての住宅又は床面積の過半が住宅として使用されていた併用住宅
- ② 不良度の評点が**100点以上**（柱の傾斜、屋根・外壁が剥けているなど老朽化や損傷の程度が大きいもの）
- ③ 放置すれば**周囲の生活環境へ影響を及ぼす**おそれのあるもの

### 対象者

①～②の要件のいずれにも該当する方（営利を目的とする法人を除く）

- ① 対象物件の**所有者、対象物件の相続人、所有者または相続人から除却について同意を得た方**
- ② 町税等の**滞納がない方**

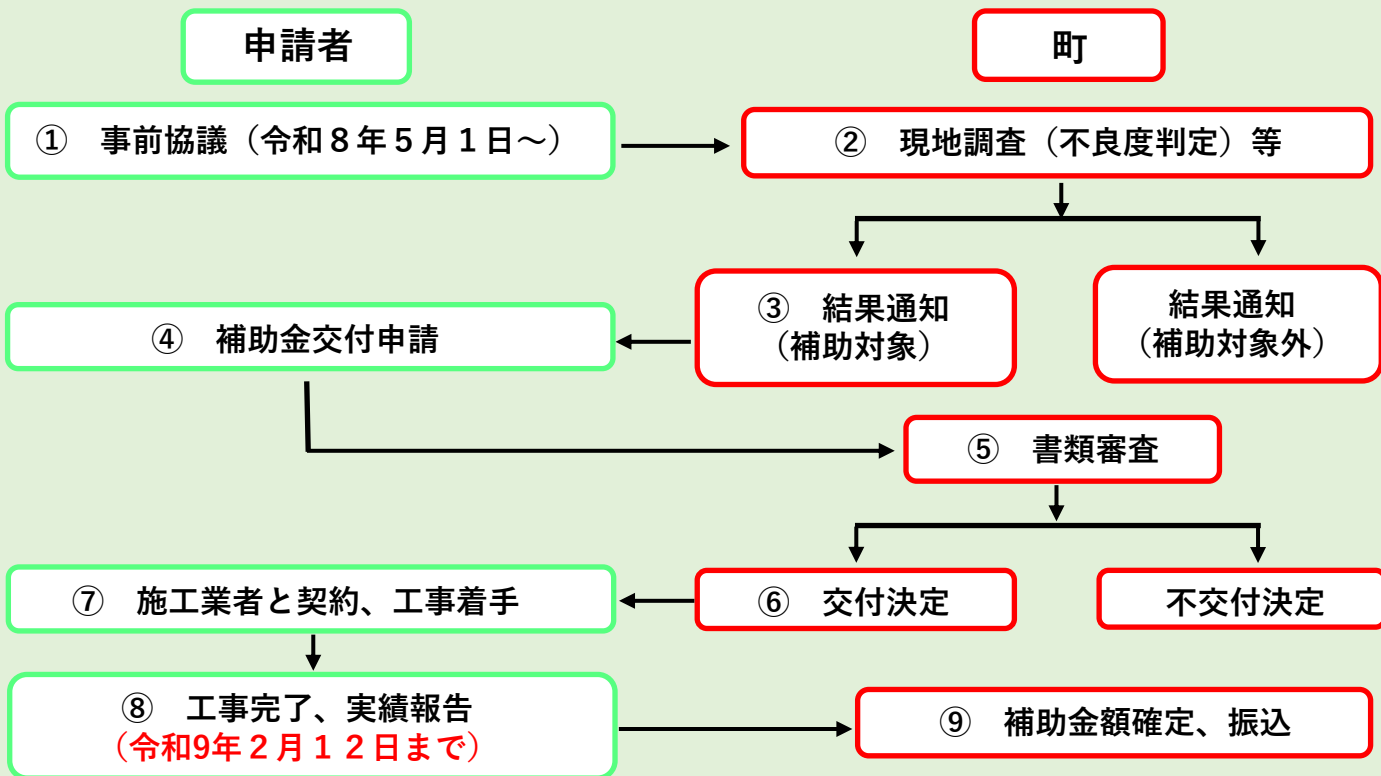
※ 所有者又は相続人が複数いる場合は全員の同意、所有権以外の権利が設定されている場合は権利者の同意が必要

### 対象工事

以下の要件に該当する除却工事

**建設業法第3条第1項に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する登録を受けた者が行う工事**

## ◆全体のスケジュール



## ◆その他

### 事前協議

補助の条件のうち、不良度の評点については、事前協議（現地調査等）の申込みが必要です。後日、町から不良度判定の調査結果が通知されますので、対象となる場合は交付申請の手続きをすることができます。

### 注意事項

- ① 補助金の交付決定を受ける前に除却工事の契約をした場合、補助金の交付はできません。
- ② 不良度判定を行う場合、町職員が敷地内に立入り現地調査を実施します。
- ③ 空家を除却することで住宅用地特例の対象外となり、土地の固定資産税等に関して増額になる場合があります。

## ◆必要書類及び詳細について

補助対象要件や必要書類など、詳細については東北町のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。申請に必要な様式などは総務課の窓口にて備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードすることができます。

東北町HP → 町政情報 → 行政情報 → 各課のお知らせ → 総務課

※書類を準備する前にお問い合わせください

## ◆問い合わせ・申し込み先

東北町役場 総務課 消防防災係  
〒039-2492 東北町上北南四丁目32-484  
TEL 0176-56-4036 FAX 0176-56-3110